

「伴走支援型特別融資」の融資対象者等を拡充して、 県内中小企業の資金繰りを支援します

県では、新型コロナウイルス感染症などの社会経済情勢の変化により、事業活動に影響を受けた県内中小企業者等を対象に、金融機関による継続的な伴走支援により、早期の経営改善につながる「伴走支援型特別融資」を実施しています。このたび、国の制度改正に伴い、令和5年1月10日(火曜日)から、融資対象者等を拡充して、県内中小企業の資金繰りを支援します。

1 拡充後の「伴走支援型特別融資」のポイントと概要

(1) 拡充後の「伴走支援型特別融資」のポイント

- ア 令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)をはじめ、他の保証付融資からの借換が可能
- イ 借換にあたっては、他の保証付融資との一本化や新たな資金需要に対応
- ウ 融資対象に、売上高総利益率及び売上高営業利益率の減少要件を追加
- エ 売上高減少要件も 15%以上減少から5%以上減少へ緩和
- オ 融資対象者①及び②については、県の補助により信用保証料負担ゼロ
(2月 28 日(火曜日)が申込期限、3月 31 日(金曜日)までに融資実行されるものが対象)

(2) 「伴走支援型特別融資」の概要

融資対象者	経営行動計画書*を作成した次の①から③のいずれかの中小企業者等 ① セーフティネット保証4号の認定を受けていること ② セーフティネット保証5号の認定を受けていること ③ 一般保証(以下のいずれかの要件を満たした場合) <u>売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が5%以上減少していること</u>
融資限度額	1億円
融資期間	10年以内(据置期間5年以内を含む)
融資利率	年1.8%以内(固定金利)
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要 信用保証料率 0%~0.8%

下線部分は今回拡充内容

※ 融資に必要な経営行動計画書の作成については、公益財団法人神奈川産業振興センターの助言を受けることが可能です。ぜひご利用ください。

2 融資のお申込

○ 制度融資取扱金融機関融資窓口

銀行:みずほ/三菱UFJ/三井住友/りそな/群馬/きらぼし/横浜/第四北越/スルガ/
北陸/静岡/山梨中央/阿波/SBJ/東日本/東京スター/神奈川/大光/静岡中央
信用金庫:横浜/かながわ/湘南/川崎/平塚/さがみ/中栄/中南/さわやか/城南/西武/芝/
世田谷/多摩/山梨
信用組合:ハナ/神奈川県医師/神奈川県歯科医師/横浜幸銀/横浜華銀/小田原第一/
相愛
政府系金融機関:商工組合中央金庫

○ 県金融課金融相談窓口(電話 045-210-5695) (平日8時30分~17時15分)

3 資金繰りや経営のご相談

県金融課金融相談窓口(電話 045-210-5695) (平日8時30分~17時15分)

公益財団法人神奈川産業振興センター 経営総合相談課

(電話 045-633-5200) (平日8時30分~17時15分)

問合せ先

神奈川県産業労働局中小企業部金融課

課長 三杉 電話 045-210-5670

融資グループ 船木 電話 045-210-5677